

(第一類 第十六号)(附属の四)

第七回国會
衆議院

建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第二号

昭和二十五年四月十七日(月曜日)

出席委員

委員長代理 理事田中 角榮君

理事天野
久君 理事砂間
一良君

理事官森
井手
光治君
今村
忠助君

大西 弘君
瀬戸山三男君
西村 美一君
三地 菊君

小松 勇次君 増田 連也君

大藏委員會

委員長 川野芳輔君
理事岡野清豪君 理事北澤直吉君

理事小山
長姫君 執事島村
理事川島 一郎君
金次君 理事橋本
金一君

理學河田 賢治君 理學內藤 友明君
大内 一郎君 甲木 采昌

鹿野 彦吉君 佐久間 櫻君

三宅 則義君 宮腰 喜助君

田島ひで君

地方自治政務次官
大藏事務官 小野哲吾

管財局長
吉川
田中

委員外の出席者

專門員 譲員 島山 德吉君

專門員 田中 義一君

本日の会議に付した事件

第一編第十六号(附圖の四)

建設委員會大藏委員會聯合審查會議錄第二卷

昭和二十五年四月十七日

伊東國際鶴光溫泉文化都市建設法案
(畠山鶴吉君外三十二名提出、衆法第九号)
○田中(角)委員長代理 これより第二回建設委員会、大蔵委員会連合審査会を開きます。本日は委員長不在のため、暫時私が委員長の職務を行います。
熱海國際鶴光溫泉文化都市建設法案、及び伊東國際鶴光溫泉文化都市建設法案を一括議題といたします。提案者を代表して小松勇次君より逐條説明の申出があります。これを許します。
○小松勇次 热海國際鶴光溫泉文化都市建設法案、伊東國際鶴光溫泉文化都市建設法案の逐條の御説明を申し上げます。なお熱海の復興問題に対しましては、ただいま御審議を願つておりますが、皆様方から多大の御同情を賜わりましたことを、厚くお礼申し上げます。なほ熱海の大火に対しましては、ただいま御審議を願つておりますが、皆様方の特別の御支援を賜わらなければならぬのであります。どうぞ今後よりお風い申し上げます。
さて逐條説明に入りますが、第一條はこの法律の目的を定めたものであります。新憲法によつて陸海軍軍その他の國力は一切保持せず、平和國家と

て進むべきことを宣言した今日、国際觀光事業の振興こそ、國際文化の向上と、世界恒久平和の理想を達成する最たるものであつて、ここにおいて熱海、伊東市を国際觀光温泉文化都市として建設し、その觀光温泉資源の開発によつて、國際觀光事業の振興をはかり、いわゆる見えざる輸出によつてわが國經濟の復興に寄与せしめんとするものであります。

第二條は、計画と事業とについて規定いたしたのであります。すなわち第一項は、熱海、伊東國際觀光温泉文化都市の都市計画は、都市計画法第一條に規定されている交通、衛生、保安、経済等に關し、永久に公共の安寧を維持し、または福利を増進するための重要施設の計画のほかに、国際觀光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を加えたのであります。すなわち都巿計画法にいう都市計画は、その範囲が相当広範囲にわたつておりますが、それ以外の部分において、一般都市計画の範囲を拡張し、これに応する法制的な用意を設けたのであります。第二項は、熱海國際觀光温泉文化都市建設事業は、國際觀光温泉文化都市建設計画を実施するものであるとの意義を明白にいたしたのであります。

第三條は、熱海、伊東國際觀光温泉文化都市建設事業が第一條の規定で明らかにされましたが、重要な意義を持つということに照應いたしまして、これが事業の執行については、單に主務官庁や事業執行者に一任しておけば困

よいとしていた性質のものでなく、自らあると地方公共団体であるとを問わず、積極的に事業が順調に促進されるよう援助を与えるなければならないといふ必要性を表わしたものであります。

第四條は、特別の助成に関する規定で、本法律の中核とも言えるのであります。国有財産法にいう普通財産は、大蔵大臣がこれを管理処分する権能を持つておりますが、この譲与、すなわち無償譲渡の処分を行うについては、国有財産法第二十八條に規定された標準によらなければならぬのであります。この第二十八條の規定は、たとえば、公共団体において、その公団全体に譲与するというより、当該普通財産の費用を負担した河川道路等の附途を廃止した場合、これらを、その負担した費用の範囲内において、その公団においては、この制限を除外して、重要な意義を持つところの熱海、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要があると認められるとおいては、この制限を除外して、重要な意義を持つところの熱海、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要なと認められるところの事業の執行に要する費用を引きは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に無償で譲与することができるとしたのであります。

第六條は熱海、伊東の市長は内は市の住民の理解と協力とに遺憾のないよう努めるとともに、第三條に規定する国及び地方公共団体の関係諸機関の援助を受けるなどについても、たえず周到な注意と熟意を傾け、熱海、伊東国際観光温泉文化都市を完成するため、政治的にも精神的にも不斷に活動することを義務づけたのであります。

第七條はこの法律が都市計画法に対する一種の特別法であるという性格を定めたものであります。

附則の一はこの法律の施行の期日について規定したのであります。

附則の二は憲法第九十五條には「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」とあり、本法律は、この規定を受けるものと解釈されるので、熱海伊東市の住民の投票に付することにいたしたのであります。

附則の三は、現在まで行つて来た都市計画事業の国際観光温泉文化都市建設事業への引継ぎについての経過的な規定であります。すでに熱海、伊東市におきましては、歩道、公園その他の都市計画事業が熱海または伊東市長によ

第六條は熱海、伊東の市長は内は市の住民の理解と協力とに遺憾のないよう努めるとともに、第三條に規定する国及び地方公共団体の関係諸機関の援助を受けるなどについても、たえず周到な注意と熱意を傾け、熱海、伊東国際観光温泉文化都市を完成するため、政治的にも精神的にも不斷に活動することを義務づけたのであります。

第七條はこの法律が都市計画法に対する一種の特別法であるという性格を定めたものであります。

附則の一はこの法律の施行の期日について規定したのであります。

附則の二は憲法第九十五條には「一の地方公共団体のみに適用される特別法は法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」とあり、本法律は、この規定を受けるものと解釈されるので、熱海伊東市の住民の投票に付することにいたしたのであります。

附則の三は、現在まで行つて來た都巿計画事業の国際観光温泉文化都市建設事業への引継ぎについての経過的な規定であります。すでに熱海、伊東市におきましては、歩道、公園その他の都巿計画事業が熱海または伊東市長によ

つて執行されておりますが、これらの事業が旧態のまま執行されることはあるまい。

ば、政府の方は当然それに従つて執行するわけであります。

外や似たような性質のものは例の由島、長崎の関係あるいは旧軍港都市の

いっては、その都市に現存しておるもの
ということを原則としてきめておりま
す。あらし保育室ありますから、そ

が、重複になる点があると思います。だから、失礼を申し上げたいと思います。

はや許さるべきでないから、これを執
海または伊東国際観光温泉文化都市計
画事業たる実態を備えるように、都市
計画法第三條の規定によつて変更の手
続をしなければならなくなつたからです。
あります。よろしくお願ひいたしま
す。

の例外として広がる範囲といたしましては、建設事業の用に供するといううえで、これが一番の大きな範囲になつておるわけですから、今までの運用上は大体原則として、その都市の中にあるものということに限定しております。

通りに、最初駆前が十日ほど前にやられまして、これは四月三日だったと同時に、つております。それから四月十三日ごろ、熱海銀座と言われておりますあの附近からずつと市役所、あの一帯に大火があつたのであります。午後の五時三十分に海岸埋立の工事場から発火いな

○中川委員長代理 前回に引継ぎました提案者及び関係政府委員に対しましての質疑を続行いたします。本日ままでの御出席の政府委員は、大蔵省関係としていたしまして、吉田管財局長が出席をおなばされております。なお建設省関係は後刻出席の予定であります。通告順にてつて発言を許します。三宅則義君。

ういうようなふうに、現存いたします
國有財産のみに限る、こう解釈いた
てよろしいふうござりますか。私はあ
少し進んだ方が本法律の立法の趣旨
合うのではないかと思ひますが、こ
についてもう一べん御答弁を賜わり
い。

びに熱海市に現存するもののみに限らず、
と一施解禁しておきます。今回の火災
によりまして、政府は復興費に十億圓
を出すということが新聞に載つてお
わけですが、大蔵省はそういうことを
計画しておりますか。新聞によります
と、建設局のいろいろな人々が熱海市
に参りまして、さつそく市当局並びに
県当局と談合したと書いてあります
が、それについての政府の御答弁を
りたいと思います。

この前小松さんのかわりに黒澤昌
議員から詳細に説明があつたわけでもあります
が提案の理由を説明され、本日は小松さ
りますが、私は根本のことを一つ政府
にお伺いいたしたいのであります
が、別府ができ、こうやって熱海並びに牛
東の温泉の文化都市ができるわけでで
りますが、将来こういうものに対し
は、相当範囲許すつもりであります
うか。それとも国会できめれば、そぞ
きめた方針で進まるのでございま
ようか。これは政府の方に聞いたらよ
ろしいと思いますが、お伺いいたしま
す。

○三宅(剛)委員 私はこの法律によると、まずして、相当國の方ではこういうものと
に対しては補助をしなければならないのか、あるいは譲渡しなければならないのか、うふうになつておりますから、ほんとうに手元に持つててもさしつかえない、と思うのですが、そういう範囲はないのでしょうか。管財局としてはどううお考えですか、承りたい。

○吉田(時)政府委員 これは本法案の趣旨として、たしましては熱海市にはかつて個人が寄付いたしました梅園が一つございました。現在はこれが普通財産に相なつておると思います。伊東にはございません。

て、いろいろな場合に予算などもつて、その予算でもつて金銭的な補助するということが補助の原則であつて、と思います。ただいま、ここに国財産等の関係において、その都市にある国有財産というものを、その都市に対して特別の措置を講ずるといふところに国有財産との関係が起つておるけであります。国が全国的な問題としてこれを考へるならば、特に国有財産との関係といふものは、非常に稀薄になつております。そこで一応現在のところ、少くとも建設事業の用に供するといふ建設事業の範囲ということと、一応法律がきまつておるわけであり、さらに必要ありと認める場合に

市との今回の災害の対応を複数見ておきまして、何か御援助すべき点があるとおもって、実は住宅局長と私と参つたのがござります。住宅局長のお話の点はどうの方で触れないことにいたしまして、大体都市局関係から見ました今この熱海市の問題につきまして、簡単にお話を申し上げておきたいと存ずるでございます。そのことがまたこの案を御審議くださいますにつきまして、非常に御参考になることだらうござります。あるいは提携の方から今回の被害の状況につきまして、御説明があつたかもしれませ

計画の面から見まして、この熱海市
大火の諸原因はやはり相当にあると
うのでござります。と申しますのは
すでに御承知のごとくに熱海市は從
しばくありました大火にもかかわら
ませず、合理的な都市計画が実は立
されていないような現状でござい
ます。従つて市街化がきわめて無秩序であ
行われておりますために、街路の幅
が非常に狭いというだけではなく
て、街路系統もきわめて無秩序であ
るというような現状でござります。消
署の方々にも消防活動の点等をつぶ
しに承つたのでござりますが、御承知
通り非常に幅員が狭いので、消防自

車を走らせようと思いましても、相当の狭いところを消防自動車はほとんど通り得なかつた、現場にかけつけるまでは相当の時間を要したというようなこと、それから非常に道幅が狭いために自動車を置くといふようなこともできない、従つてまたほかの方から御援助がありましても、その系統が立つておりますんで、自動車をそこへ配置することができないというような点が、今回の大火を招いて来た大きな原因であろうと思うのであります。それから市街化がきわめて無秩序に行われておりまするために、建築の密度が著しく過密である、地盤高が一様でないというようなことのために、建設物が錯綜をきわめておる。しかも延焼、飛火がこのことを助長いたして参りまして、従つて消防活動もこれによつて阻害されたということが言えるだらうと思ひます。水の問題は上水道、貯水源の水量とか、水圧は十分ではありますけれども、配水管等が腐つたり、あるいは管が非常に過小であるといふことのために、水が十分であるとはいひながら、十分にそれが使用されておらないというような点もあるのでござります。貯水槽も三、四十トンのものは少數ありますけれども、これも容量は非常に僅少である。それからとりわけ道路の幅員が非常に狭いといふようなことのために、これが有効に動いておらなかつたといふような原因があるのでござります。こうしたよな点が、今回の都市計画上の立場から見まして、私どもはこの大火を招いた原因であろうと思うのでございます。従いまして、今回の復興計

画等にいたしましても、再びこうした大火を起きないようにして行かなければならぬ。また提案者からは国際光文化都市といったよな構想もおりでありますので、市御当局の方におかれましても、都市計画につきまして、非常に頭を悩ましておられる現状がございます。それにつきましては、実は一昨晩私どもの方面では、県並びに市当局の者と懇談をいたしまして、南北に糸川、初川という二つの小さい川がございますが、そこに一つの緑地公園的なものをつくりまして、防火壁をつくつて行こうという考え方があります一つ、そしてその川等ももう少し水を入れまして、所々に貯水池的なものを設けて行つて、将来の防火上に備えて参りたいというようなことを、まず構想をいたしておりますのでござります。それから幹線といいたしましても、現在は東西には毎岸通りに十五メートルの道路が一つございますが、もう一つ副幹線道路を入れたいと思つておるのでござります。実はまだ市会方面とも十分に打合せを遂げておりませんで、緊急対策委員会といいうようなものがございまして、昨日市並びに県と私たちの方面と打合せを遂げました案の御説明を申し上げたのであります。だから案としてお聞き願わなければ、まだ決定したということにはなつておりますの御説明申し上げます。よくおわかりにならないで、その点御了承願いたいと思いまして。実は小さい面ではなはだ恐縮でございますが、簡単に面を御説明申しましたところが、十四日における焼失しましたところが、十四日における焼失

るが多少ござりますけれども。……
今回私どもを考えましたのは、今申し
上げました糸川、初川を中心いたし
まして防火帯をつくつてこの両方には
六メートルずつのいわゆる街路をつく
つて行こう。線地帶的にひとつ考えて
行こう。そうしてこの町をとにかく三
つに細分してしまつ。それから幹線街
路といたしましては、この海岸通りの
十五メートル、これはそのまま一応認
めて行く。それから駅の方から市役所
の方へずっと参ります。これを大体十
二メートル、現在は広いところで九
メートル、狭いところで六メートルぐら
いしかな道になつておるのであり
ますが、焼けないところは別といたし
まして、焼けたところを大体十二メー
トル、これは御承知の通りあそこは歩
車道の区別がありませんので、少くと
も最小限度の歩車道を設けたい。自動
車が非常に錯綜して参りますので、人
道がないということは非常に交通上の
危険もありますし、また先ほども申し
上げましたように、まさかの場合にお
けるいわゆる自動車の交通事故非常に支
障を来すというような意味をもまし
て、最小限度十二メートル——実は九
メートルの幅員の車道をつくります
と、都市計画の要請といたしまして
は、人道に大体三メートルぐらいずつ
の歩道を設けたいのです。従つ
て十五メートルの幅員を、都市計画の
要請といたしましては最小限度要求す
るつもりであります。しかしここは非
常に土地も高いところでございますし
いたしますので、その最小限度の要求
を割りましても、十二メートルぐらい
の道路はつくりたいというのがこの路
線でございます。それから南北といった

に参ります路線も大体十二メートル、それから梅林の方に参りますこの路線も十二メートル、あと大きな銀座通りあたりは大体九メートル、現在は八メートル程度であります。これを大体九メートル程度にやつて行きたい。それから駅前の方は、駅前から大体十五メートルぐらいの店舗をつくりたいというような構想なんでござります。それで行きますと、それをまずどういうような方法においてやるかという問題でござります。この事業の施行の方法でございますが、まずこの街路と理によつてそういうものを編み出して行くというような方法があるのでござります。しかし第二の方法は、区画整理市が買収をするという方法も一つござります。従来こうした火災等の場合におきましては、最初とつきの早いのは、街路に當るようなところを買収してしまう。公共区域のようなどころを買収してしまうというような方法が一番早いのではないかというふうに考えられるのでござりますが、しかしそうなつて参りますと、その買収の地點に当つた者だけが非常に大きな犠牲を払わなければならぬ。もちろん金はもらつても、土地が非常に高いところでござりますので、なかへ買収はむづかしいというのが、今までの火災の場合の事情なんでござります。従つて犠牲を負うならば、全体がいわゆる均等に負つて行こうといふような方法が、またとらるべき処置だらうと思うのであります。従いまして、そういうような意味におきましては、区画整理というような方法においてやるのが妥当だろ

が一致いたしたのでござります。つきましては、市御当局から、ことに市会の方面等の御意向といたしましては、早くひとつ建築線の指定をしてもらわなければならぬ。それが区画整理等をやつておると非常に遅れるというようなお話がありましたが、実はそういう意味をもちまして、一応の案をなされますけれども、先ほど申し上げましたように案に基きまして、私どもの方が一晩徹夜いたしまして、一つの案を作成いたしたのでござります。それによつてはちゃんと建築線も指定いたすことができますし、ただ区画整理によりまして多少の換地の必要はござりますが、できるだけ原地換地をやるという方法でございます。しかし、多少移転換地もしなければならぬと思うでございますが、これらも一つのプロツクごとにわけまして、あとは建築者の協議でやらずということで、一つの案はもちろんこちらの方で用意いたしておりますが、とにかく建築線を指定しなければまたとのよな住宅ができるということです。実は昨日緊急市会の方面にもこの案を提示いたして、御承認を得るならばさつそく建築線の指定を本日からでもとりかかるということの処置をとつていただきたいとお話をしございます。事は非常に重大でござりますので、本日いろいろと市会の方々も東京においてなられまして、本日緊急の市会を都においてお開きになるというようなお話を伺つておるのであります。私どもいたしましてはできるだけ建築線の指定をすみやかにやつて、そうして無用な摩擦を避け、無用な費用を捻出しない

消化の力はあるのではないかと思います。しかしこれを使うにつきましては、やはり相当に難点があるのでないかと思うふうに考えておりますが、専門家ではありますので、聞きかじつた程度でございますから、その点ひとつ御了承願いたいと思います。それから、火災と道路との関係でございますが、これは申し上げるまでもなく、火災に対する道路の問題は、非常に重要な問題に相なつてゐるのをござります。先ほども申し上げましたように、道の非常に狭いところが消防活動を妨げるということは、これは非常に重要な問題から考えましても申し上げるまでもないことではあります。が、そのほか火災における輻射熱といつたような問題から考えましても風が非常に強ければ、相當に広い道路を持つておりますても、飛火といふようなことがござりますが、しかし輻射熱等の關係から、大体三十六メートル以上あれば、輻射熱の点は防げるのではないかというふうなことは、研究所あたりにおいても話しているようですが、相當防火の上においては効果があるということは、はつきり言えると思うのであります。

熱海並びに伊東に対しましては、毎六箇月ごとに建設大臣にその状況を報告する。内閣総理大臣は、一箇年に一回国会に報告する、こうなつておりますが、私どもは、事实上は大蔵省の方にその状況を報告することがよいと願ひます。これが総括せられた意味でしようか、その点ひとつ承りたい。それから第六條にあるように、熱海市長は、住民の協力及び関係諸機関によつて、これを完成することについて不斷の活動をしなければならぬことはもちろんですが、これについての三本の線をはつきりとしたいと思いますが大蔵省の方にはそういう必要がないかどうか、一応承りたい。

○三度(則)委員 そういたしますと、建設大臣に報告し、そのついでをもつて大蔵省の方は参考に意見を聞く、いろいろよな御構想と承ったのであります。が、私どもはなるべく国家財政からも勤柔いたしまして、ある程度は、監督というと失礼であります。が、これに対して注意を払つて、お互に国家の財政の運用の妙を期したい、かようじ考えております。

次にお伺いいたしたいことは、日本国憲法九十五條によりまして、熱海市もしくは伊東市の住民の投票によるであろら、こういふ線であります。が、これはもちろん御賛成くださること田代ですが、これにつきましては、何か政府の方に支障があると考えにかつておられますか、もしくはそんなことはなく、スムースに行くと考えてありますか、その辺ちよつと構想をうりたい。

○八幡政府委員 この問題は、実は私が説明すべき当局者ではないと思ひますけれども、しかし憲法の九十五條ござりますか、一地方公共団体に関するものにつきましては、住民の投票によつてきめるといふになつてりますけれども、これは別に、今のしつかえがあるかないかといふのは、どういう点がよく知りませんけれども、しかしとにかく憲法の條文につておるものでありますから、どうてもやらなければならぬのではないかと相が、というぐあいに私は思うのであります。これは責任者ではございませんので、ですから、これ以上申し上げること

○三三(別)委員 あまり提案者に長く質問することも恐縮でありますから、もう一、二点をやめます。私は本法審査につきましては、大体において熱海市といい、伊東市といい、わが国の温泉としては代表的な温泉であり、まことに東京に非常に近いのでありますから、こういうような両地域におきましてこの法案を適用されることはまことにけつこうであると思つておる。だややもすると、地方におきましては、往々にいたしまして趣旨をはう違えまして、たまにはボス的存 在あつたり、あるいは運用の妙を期得ない場合がありますから、これ政府といたしまして相当監督する必要がある。ことに火災になりまして熱海市のときに起きましては、これを早急に復旧することはもちろんこと、たとえば復興に対しまして住金融でありますとか、あるいはそのの補助でありますとか、それらについて相当の研究をすべき点があると考てはおりますが、政府においては、日本はこれらの用意がないかもしれません、が、本法案を上げられる場合におまでは、相當これに対しますする用と実力がどの程度であるかということを示した後に本法案を上げたい、かうに考えておりますが、政府の御意を承りたい。

○三審(國)委員 先ほどこの国会において、別府のいわゆる国際温泉文化都市につきましては本会議で即決ということで委員会を省略したのであります。たが、本法案に至りましては、熱海といい伊東といい、こうやつて建設委員会並びに大蔵と建設の両方の連合審査というふうになつておるわけであります。最後にもう一点お伺いしまして、私の質問の大部分を終りたいと思います。

私どもは、この案は国際文化の向上をはかり、世界平和の理想を実現いたすにまことにけつこうな案と思うのでありますし、どうか今後ともこういふたものは国際文化都市の見本となるべきものであると思つておりますから、熱海とか伊東がほんとうに国際文化温泉都市の見本となることができるよういたしたい。かように考えておりますから、本委員会におきましては、十分にその内容を検討いたされまして、そうして今後の模範としてつぱに発展いたされたいということを切望するものであります。

最後の一ついたしまして、今度は、大蔵省並びに建設省に御希望を申し上げたいのであります。私どもはいかにも火災によつて消耗せられたことについては、国富を損耗いたしたものと確信するのであります。こういう損耗のないよう将来ともやるといふ

○事柄が建設省並びにその他の省とい
だしとして当然のことあります。も
う一つ言いたい事柄は、あまりに膨脹
し過ぎたために、旧来の道路等を尊重
いたしまして、少くとも都市にふさわ
しからざるもののがほかにも相当あると
確信しておりますが、この機会を利用して
いたしてはなはだ恐縮であります。
他の地域におきましてもそういうよう
な火災等の起らないように、極力建設
省当局がこれを防止することに努力さ
れたい。かような事柄を申し上げまし
て、私は大体の質問を終りたい。ぜひ
この伊東並びに熱海がりつばに発展い
たされたいということを希望いたし賛
成いたすものであります。

これが一般的な都市に適用される法律であるならば、ともかくも特別の都市に適用され、そして国庫補助というものが必然的に行われなければならぬことになりますれば、熱海なら熱海、伊東なら伊東といふものに対して、具体的にどういう施設をするのか、どういう計画をするか、その総額がどの程度のものになるか。そしてそれに対する国庫補助がどのくらい要するかという、この具体的なものの一応明確にしなければ、国会としては、ただこの法案が趣旨がよろしいから賛成であるとか、反対であるとか、うことは決定できないと思うのであります。従つてこの法案が提出される場合においては、そういう具体的な内容と、いうものが明確にされ、さうして国庫補助がどういう程度に行わるべきものであるか、それの予算がどういうぐあいに計上されるべきであるかということは明確にならない限りは、この法案と、いうものを、ただ趣旨がよろしいからということによつて通すということは少くとも私は国会の権威の立場からすれば、まことに思ひます。そういう意味において具体的な内容、そして政府は予算上、どういうこれに対して国庫補助を与えるかということをある程度明確にすべきであると思ひます。その点については今の提案者の説明によりますと、まだ具体的でないようあります。が、また政府当局も具体的でないようなことがあります。少くとも本法案が採決される場合にはおきましては、そういうものが具体的に明確にされなければならぬことを申し上げまして、提案者並びに政府当局に対して、その準備をお願いいたしたいと思います。

○田中(角)委員長代理 砂間君
○砂間委員 私は熱海の今回の火災に際しまして、罹災された方々に対しても御同情申し上げると同時に、熱海の市当局の方々が復興のためにいろいろ御盡力、お骨折りになつておるといたことに對しまして心から感謝するものであります。この国際観光温泉文化都市を建設するということにつきましても、まず、さしあたつては、この火災で焼けたこの跡をどうするかということが差迫った問題になつておりますと思うのであります。今熱海国際観光温泉文化都市建設法案が審議されておるのではありますが、一応この法案とは切り離しまして、火災の復興といふ点だけを考えてみると、何か現地におきましては国際観光温泉文化都市の建設に賛成すれば、罹災の復興についても國の方から相当の援助をしてやるけれども、もし觀光都市法に賛成しなければ、費用の援助、その他何にもめんどうを見てやらぬ、こりらうようなことが盛んに現地で言いふらされておるそろりますが、法案が成立しない先に、日下国会で審議中である場合に、そういうふうな條件付の援助を云々さるということは、この国会の審議権にも影響する問題であると思うのであります。それで熱海の火災の復興につきまして、はたして政府当局はそういうふうな意図を言明されたかどうか、またそういう意向を持つておられるかどうかといふ点につきまして、まず最初に御意見を承りたいと思うわけであります。

のと予算との関係は、専別のものでございます。法案そのものは、そういう予算を出す場合には別の予算を組みまして、国会の承認を経るわけでありまして、全然別のものでございますから、流言が盛んにあるようではあります。政府としてはそういうことはないというふうな御心配はないかと思います。

○砂間委員 それではその点ははつきりいたしました。

次に熱海国際観光温泉文化都市建設につきまして、国の援助あるいは予算上の措置というようなことを先ほど深澤委員が御質問なさつたのであります。それに対しては御答弁がなかつた。それはそれといたしまして、火災の復興のための資金について、相当國の方でめんどうをみていただかないといふに焼け出された罹災者の方々は、観光温泉都市を建設するという遠大な計画は別といたしましても、さしあたつて復興に非常に難儀をするわけであります。まして国際温泉文化都市にするというふうな計画であれば、さらいろいろ／＼な金融面での他の援助を必要とすると思うのであります。まずさしあたつての火災の復興のための資金的援助について、何らかの方法を考えておられるかどうか。もし御意見がありましたら、ひとつお伺いしたいと思います。

○田中(角)委員長代理 これは官房長官でもなければちよつてむずかしいと思うのですが、砂間君、明日の建設委員会にお譲りになつていただきたいと思います。

○砂間委員 きょうは関係政府委員も

それでは次に火災の問題ですが、今一番焦眉の問題になつておりますので、もっぱらそれに関連して御質問されるわけであります。今熱海の権災現地におきましては、居住権の問題が非常に紛糾しております。たとえば借地人がまだくすぶつておるような火災の直後、灰に水をかけて、灰かきをして、やつとある程度片づいたかと思うと、地主が一夜のうちに無断で埠をつくつて閉いをしたり、あるいは立入禁止の札を立てたりして、從来土地を借りて店舗を建てて営業していたような人が、バラツクを建てることができないようなところもあるそりであります。この土地問題を合理的に解決して行くことは、今後の都市建設の上からも非常に重要なことであるのですが、さしあたつて政府は震災都市借地借家臨時措置法を燃海にも適用する意図があるかどうかかと、その機会にお譲り頂いたい。

序関係の質問を許します。川島金次君。

○川島委員 私は本日この合同審議になつております法案に対しは、要意を表するものでありますので、法案自体についての質問は省略いたします。

今回の熱海の大火灾に伴いまして、御承知のように、千を越える家屋の消耗、その損害額は十数億にならうとも新聞紙上では報道され、まことに同情にたえない次第であります。しかも火災保険は、大ざっぱな計算によると、わずかに一億円内外ではないかとも新聞では報道されております。実に熱海市自体の復興が、困難な上にも困難でお尋ねをいたしておきたいのであります。御承知の国税関係においては、

今回の国税法の改正に従いまして、特

別控除が新たに設定されて、はなはだ

しき家庭の災害を受けた場合には、そ

の所得額に応じましてそれ／＼特段の

免稅の措置を講ずることが決定いたし

まして、すでに実施されております。

しかし一方の地方税制の上において

は、いまだ国会の審議中であります

て、その法案がどのような決定を見る

か、いまだに結論を得ておらないので

あります。かような事実を根拠として考へてみると、今回の熱海市における罹災市民の国税関係はほとんど例外

なく新税法の決定によりまして、その

面は懸念がない事情であろうと思いま

すが、熱海市自体の地方的な財政問題

については、非常ににははだしい致命的打撃を受けること必至であろう。

第一類第十六号(附圖の四) 建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第二号 昭和二十五年四月十七日

○川島委員 まさに固定資産税、その対象となるべき市民の大半が、しかも熱海市の経済的主力を構成いたしております人々がほとんどの災厄をこうむつておる。

こういう形でありますと、少くとも熱海市の市財政は、その收入においてそ

のの大半を失うという形になる。国税の

面では、今申しましたように、免稅措

置がありますが、地方税関係にはほと

んどその明文がないように記憶いたし

ておりますが、こうした臨時の災害

に対する地方においても國税と同様

な措置を必要とすることに実情はなつ

て来る。そうなればます／＼熱海市の

財政は困難をきわめる上に、新たに復

興の諸般の資金を必要とするという実

や用意されてなければならない。そう

懸念されるのでありますと、そのよう

な事情に対しまして、地方自治は熱

海市の今後における当分の市の財政の

操作をどうするか、あるいはまた財政

交付金もまだ決定をいたしておりませ

んが、こういう場合こそ地方財政交付

金の最も有効な、しかも時期を失しな

い程度の活用がきわめて緊急必至な課

題ではないか、こう考えられますので、

それらについて地方自治はどのように

な対策を持たれておるか、その点をお尋ねをしておきたい。

○小野(暫)政府委員 お答えを申し上

げます。今回の火灾によりまして、熱

海の罹災者各位が非常な御苦難に遭遇

されておりますことは、衷心

から御同情申し上げる次第であります

ます。ただいま御質問のありました地方

税の関係において何らかの措置を講ず

るかというのでありますと、現行の地

方税法によりまして、道府県知事ま

たは市町村長がこういうふうな天災そ

の他特別な事情の起きました場合にお

いては、当該地方団体の議会の議決を

経まして地方税を減免することができ

る道を開いております。また自下国会

において御審議を願つております新税

法案においても、この精神を取り入れて

お尋ねになります。なおこれに伴い

ますが、御承知の国税関係においては、

今回の国税法の改正に従いまして、特

別控除が新たに設定されて、はなはだ

しき家庭の災害を受けた場合には、そ

の所得額に応じましてそれ／＼特段の

免稅の措置を講ずることが決定いたし

まして、すでに実施されております。

しかし一方の地方税制の上において

は、いまだ国会の審議中であります

て、その法案がどのような決定を見る

か、いまだに結論を得ておらないので

あります。かような事実を根拠として考へてみると、今回の熱海市における罹災市民の国税関係はほとんど例外

なく新税法の決定によりまして、その

面は懸念がない事情であろうと思いま

すが、熱海市自体の地方的な財政問題

については、非常ににははだしい致命的打撃を受けること必至であろう。

第一類第十六号(附圖の四) 建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第二号 昭和二十五年四月十七日

○川島委員 地方税法の、ことに地方

財政交付金の問題がまだ未決定である

ては、地方財政平衡交付金制度の運用

す。ただいま御質問のありました地方

財政上の操作を必要として来ておるの

で、政府は特にこの機会に、地方財政

交付金の概算的な前渡しをするという

ことが決定したかのごとに昨日かの

新聞に伝えられております。これが事

実といたしますれば、これから熱海市

の実被害を厳密に調べた上で、さらに

の明文がないように記憶いたし

て、その精神を取入れて

お尋ねになります。なおこれに伴い

ますが、御承知の国税関係においては、

今回の国税法の改正に従いまして、特

別控除が新たに設定されて、はなはだ

しき家庭の災害を受けた場合には、そ

の所得額に応じましてそれ／＼特段の

免稅の措置を講ずることが決定いたし

まして、すでに実施されております。

しかし一方の地方税制の上において

は、いまだ国会の審議中であります

て、その法案がどのような決定を見る

か、いまだに結論を得ておらないので

あります。かような事実を根拠として考へてみると、今回の熱海市における罹災市民の国税関係はほとんど例外

なく新税法の決定によりまして、その

面は懸念がない事情であろうと思いま

すが、熱海市自体の地方的な財政問題

については、非常ににははだしい致命的打撃を受けること必至であろう。

第一類第十六号(附圖の四) 建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第二号 昭和二十五年四月十七日

○川島委員 地方税法の、ことに地方

財政交付金の問題がまだ未決定である

ては、地方財政平衡交付金制度の運用

が、税法もきまらぬ、さりとて地方は、

すでに新年度に入りました、それ／＼

融資の方法等を考究いたしまして、必

要に応じては公共施設の復旧等に関し

ましては、地方創債の問題によつてこ

れを考えなければならぬのではなか

らうか。必ずしも地方財政平衡交付金

の運用のみによつて災害復旧に必要な

資金を全部まかうということは困

難ではなかろうかと思うのであります

て、これは主として熱海市といふ地方

も有効に働かないというような結果になる場合が往々にしてあるのであります。そういう事柄は今回の熱海市におけるところの災害をよき機会としまして、今後政府はこれら災害地に対する手当、復旧対策、それに伴う財政の援助あるいは金融の協力といつたことについて、できるだけすみやかにその施策を決定されて、その手を伸ばしてやるということが最も望ましい事柄ではないかと思いますので、どうぞ今回の熱海市はもちろんであります、政府においては今後こうした事態が起きました地方に対しても能率的、効率的に一切の政府の施策が生きて、そこから役に立つというような、血の通つた施策というものを機敏に活用して行つてもらいたいということを、特に注意がたゞお願い申し上げてお

く次第であります。

○田中(角)委員長代理 お詫びいたしました。本日にて本件に関する連合審査会は二回にわたりまして審議せられたのであります。大体質疑は終了いたしましたようであります。よつて連合審査はこれをもつて終了いたしたいと思うのであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中(角)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて熱海国際觀光温泉文化都市建設法案及び伊東国際觀光温泉文化都市建設法案の両案審議のための建設委員会及び大蔵委員会の連合審査は、これをもつて終了いたします。

なお念のために大蔵委員の諸君に申し上げておきますが、大蔵委員諸君といたしまして、本案について特別に希望條件がおありでしたら、できるだけ

すみやかに建設委員会にて御通告いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十六分散会